

自動車税(種別割)過誤納金還付請求権譲渡通知書

令和 年 月 日

石川県知事 様

譲渡人 (納税義務者)	住所 (所在地)						
	氏名 (名称)	実印			電話番号	()	

私(当社)は、下記の自動車に係る自動車税(種別割)過誤納金の還付請求権を、譲受人に譲渡したので通知します。

記

過誤納金	自動車登録番号 (納税時のナンバー)	石・石川 金沢	数字(右詰め)	かな	数字(右詰め)		
	過誤納金の発生理由 <input type="checkbox"/> 抹消 <input type="checkbox"/> 重複(超過)納付 <input type="checkbox"/> その他()	過誤納金発生日 年 月 日	過誤納金の金額 円	課税年度 年度			
譲受人	住所 (所在地)						
	氏名 (名称)	電話番号 担当者名			() 担当者名()		
	振込先	金融機関 名称	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合			本店(所) 支店(所) 出張所	
		預金種別	1.普通 2.当座 3.その他()		口座番号		
		口座名義 (カタカナ)					
※ディーラーコード		※ディーラーコードは、還付口座の登録がある方のみ記載。					

【注意事項】

提出期限後に提出されたもの、記載事項・添付書類に不備があるもの、印影の不鮮明なものは受理できません。

1 譲渡人の欄について

※譲渡人は、課税年度の4月1日現在の名義人です。

※譲渡人の印は印鑑登録をした印(実印)を押印し、印鑑登録証明書(発行から12ヶ月以内のもの、コピー可)を添付してください。

譲渡人が通知書を窓口を持参した場合は、本人確認書類(運転免許証等)の提示により、印鑑証明書の添付を省略できます。

重複納付の場合は、領収証書のコピー(領収印が鮮明なもの)を添付することで、印鑑証明書の添付を省略できます。

※譲渡人が法人の場合は、代表者の役職・氏名を併記し、代表者印を押印してください。所在地や名称等はゴム印を使用してください。

※電話番号は必ず記載してください。記載内容等に疑義が生じた場合、譲渡人に直接確認することがあります。

2 添付書類について

※自動車検査証と印鑑登録証明書に記載されている住所・氏名が異なる場合は、変更を証する公的書類(コピー可)を添付してください。

※過誤納金の発生理由が抹消の場合は、登録識別情報等通知書等の写しを添付してください。

3 提出期限について

※過誤納金発生理由が抹消の場合、抹消後なるべく速やかにご提出ください。なお、抹消月の翌月5日が最終受付期限です(必着)。

抹消登録が完了していないものは受理できません。重複(超過)納付の場合は、直ちに提出をしてください。

4 その他

※太枠内は全て記入してください。訂正する場合は、訂正印を押印してください。修正液等の使用は不可です。

※譲渡人又は譲受人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により当該未納の徴収金に充当されるため、譲受人に還付されないことがあります。

※還付口座の登録がある方は、ディーラーコードを記入し、振込先の記入を省略してください。登録のある還付口座へ還付します。

還付口座を変更する場合は申出が必要です。自動車税(種別割)過誤納金還付請求権譲渡通知書に変更後の口座を記入しても変更はできません。

※提出先・お問合せ先は石川県総務部税務課収納管理グループです。(〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 TEL076-225-1273)

令和 2 年 7 月 3 日

石川県知事 様

譲渡人 (納税義務者)	住所 (所在地)	石川県金沢市幸町12-1 幸町ビル101		
	氏名 (名称)	石川 太郎	石川 (実印)	電話番号 (076)263-8836

私(当社)は、下記の自動車に係る自動車税(種別割)過誤納金の還付請求権を、譲受人に譲渡したので通知します。

記

過誤納金	自動車登録番号 (納税時のナンバー)	石・石川 (金沢)	数字 (右詰め)	かな	数字 (右詰め)			
			5 0 0	お	1 2 3 4			
譲受人	住所 (所在地)	石川県金沢市鞍月1丁目1番地						
	氏名 (名称)	税務産業株式会社 代表取締役 金沢 一郎	電話番号 担当者名	(076)225-1273 担当者名 (金沢 花子)				
振込先	金融機関 名称	税務 (銀行) 信用金庫 信用組合 協同組合	県庁	本店(所) (支店(所)) 出張所				
	預金種別	1.普通 2.当座 3.その他 ()	口座番号	1 2 3 4 5 6 7				
	口座名義 (カタカナ)	セ " イ ム サ ン キ " ヨ ウ (カ						
※ディーラーコード		※ディーラーコードは、還付口座の登録がある方のみ記載。						

【注意事項】

提出期限後に提出されたもの、記載事項・添付書類に不備があるもの、印影の不鮮明なものは受理できません。

1 譲渡人の欄について

※譲渡人は、課税年度の4月1日現在の名義人です。

※譲渡人の印は印鑑登録をした印(実印)を押印し、印鑑登録証明書(発行から12ヶ月以内のもの、コピー可)を添付してください。

譲渡人が通知書を窓口を持参した場合は、本人確認書類(運転免許証等)の提示により、印鑑証明書の添付を省略できます。

重複納付の場合は、領収証書のコピー(領収印が鮮明なもの)を添付することで、印鑑証明書の添付を省略できます。

※譲渡人が法人の場合は、代表者の役職・氏名を併記し、代表者印を押印してください。所在地や名称等はゴム印を使用してください。

※電話番号は必ず記載してください。記載内容等に疑義が生じた場合、譲渡人に直接確認することがあります。

2 添付書類について

※自動車検査証と印鑑登録証明書に記載されている住所・氏名が異なる場合は、変更を証する公的書類(コピー可)を添付してください。

※過誤納金の発生理由が抹消の場合は、登録識別情報等通知書等の写しを添付してください。

3 提出期限について

※過誤納金発生理由が抹消の場合、抹消後なるべく速やかにご提出ください。なお、抹消月の翌月5日が最終受付期限です(必着)。

抹消登録が完了していないものは受理できません。重複(超過)納付の場合は、直ちに提出をしてください。

4 その他

※太枠内は全て記入してください。訂正する場合は、訂正印を押印してください。修正液等の使用は不可です。

※譲渡人又は譲受人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により当該未納の徴収金に充当されるため、譲受人に還付されることがあります。

※還付口座の登録がある方は、ディーラーコードを記入し、振込先の記入を省略してください。登録のある還付口座へ還付します。

還付口座を変更する場合は申出が必要です。自動車税(種別割)過誤納金還付請求権譲渡通知書に変更後の口座を記入しても変更はできません。

※提出先・お問合せ先は石川県総務部税務課収納管理グループです。(〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 TEL076-225-1273)